

岩手県教育委員会告示第2号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形民俗文化財を指定する。

平成22年3月2日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	名称	員数	所有者
有民第31号	安比川上流域の木地師関係資料	1件259点	八幡平市 八幡平市赤坂田204番地9 関和弥